

船舶事故調査報告書

平成28年9月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

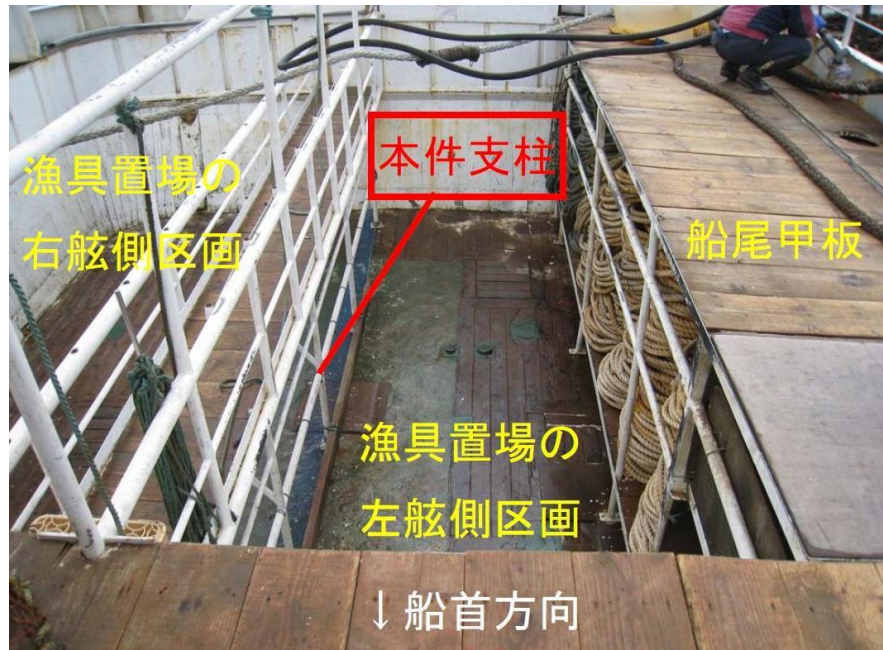
委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年3月4日 14時40分ごろ
発生場所	北海道松前町松前港北西方沖 松前灯台から真方位295° 27海里（M）付近 （概位 北緯41° 36.3′ 東経139° 33.2′）
事故の概要	漁船第七十一 ^{すず} 寿々丸は、投籠作業中、機関長が負傷した。
事故調査の経過	平成28年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十一寿々丸、159トン HK1-917（漁船登録番号）、有限会社寿々丸漁業 32.47m（Lr）×6.20m×2.83m、鋼 ディーゼル機関、588kW、昭和59年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成19年11月12日 免状交付年月日 平成24年10月30日 免状有効期間満了日 平成29年11月11日 機関長 男性 69歳 四級海技士（機関） 免許年月日 平成15年3月27日 免状交付年月日 平成24年10月26日 免状有効期間満了日 平成30年3月26日
死傷者等	重傷 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか9人が乗り組み、松前港北西方27M付近でべにずわいがにかご漁（以下「かに籠漁」という。）を行い、船尾部の左舷側から籠を、同右舷側から籠を枝縄で繫いだ幹縄を、それぞれ海中に投入しながら約5～7ノットの対地速力で南進した。 本船は、船長が操舵室で操船に、機関長及び1人の甲板員（以下

「甲板員 A」という。)が船尾甲板の一段下方の漁具置場(以下「漁具置場」という。)で籠を取り出す作業に、他の甲板員 8 人が船尾甲板で籠と幹繩を海中に投入する作業に、それぞれ当たっていた。

本船の漁具置場は、‘船首尾線に沿って中央が鋼製パイプの支柱’(以下「本件支柱」という。)で作られた通路で左右に仕切られ、左舷側区画に籠が、右舷側区画にコイルした幹繩が、それぞれ積み重ねて格納されていた。(写真①参照)



写真① 船尾甲板及び漁具置場の状況

機関長は、漁具置場の左舷側区画の中央付近で船尾方を向き、積み重ねられた籠を一つずつ取り出して甲板員 A に渡し、甲板員 A は、受け取った籠を待機している他の甲板員に渡す作業を繰り返していた。

機関長は、作業を続けていたところ、平成 28 年 3 月 4 日 14 時 40 分ごろ、突然、左足を強く引かれて本件支柱まで引き寄せられ、左足が幹繩と本件支柱との間に挟まれた。

甲板員 A は、機関長から左足の切断を告げられ、大声で作業の停止を求めた。

船長は、大声が聞こえたのですぐに操舵室を出て船尾甲板に向かったところ、機関長が負傷していることを知り、船舶電話で所属する会社及び海上保安庁に本事故の発生を通報した。

本船は、操業を中止し、乗組員が機関長の止血等の応急手当を行い、17 時 25 分ごろ松前港に戻った。

機関長は、救急車で中継場所まで搬送された後、防災ヘリコプタで病院へ搬送され、左下腿^{たい}切断と診断された。

(付図 1 事故発生場所概略図、写真 1 事故発生時の状況 参照)

その他の事項

本船は、船尾の鳥居型マストに設けられたカメラにより、操舵室内に設置されたモニターで船尾甲板全体を確認することができた。

	<p>船長は、時々、モニタで船尾甲板の作業状況を見ながら操船に当たっていたが、機関長の足元付近の様子は籠の死角となっていたので状況が分からなかった。</p> <p>幹縄の直径は、約25mmであった。</p> <p>機関長は、本事故時、カップを着用し、長靴を履いて作業に当たっており、体調不良等を感じていなかった。</p> <p>機関長は、平成27年1月から本船に乗り組み、3月初旬から7月末ごろまでの間に籠漁の漁期中、本事故時と同様の作業を行った経験が数回であった。また、機関長は、過去、本事故時と同様の作業中に幹縄を踏んだことに気づき、危険を感じたことがあった。</p> <p>機関長は、籠を取り出して甲板員Aに渡す作業に専念し、足元をよく見ていなかったため、本件支柱の間から左舷側区画に伸びていた幹縄に気付かず作業を続け、同幹縄をまたいでしまったため、籠と共に海中に走出する幹縄が左足に絡まって強く引かれ、左足を本件支柱と幹縄との間に挟まれたものと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、松前港北西方沖において、投籠作業中、機関長が、漁具置場の本件支柱の間から左舷側区画に伸びていた幹縄を左足で跨いだことから、走出する幹縄と本件支柱との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関長は、籠を取り出して甲板員Aに渡す作業に意識を集中していたことから、本件支柱の間から左舷側区画に幹縄が伸びていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松前港北西方沖において、投籠作業中、機関長が、漁具置場の本件支柱の間から左舷側区画に伸びていた幹縄を左足で跨いだため、走出する幹縄と本件支柱との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船舶所有者は、漁具置場の本件支柱最下段にネット及び角材を設置し、右舷側区画の幹縄が左舷側区画に入り込まないように措置を講じた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板作業を行う際は、ロープ等を跨がないよう、常に周囲や足元の状況確認を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

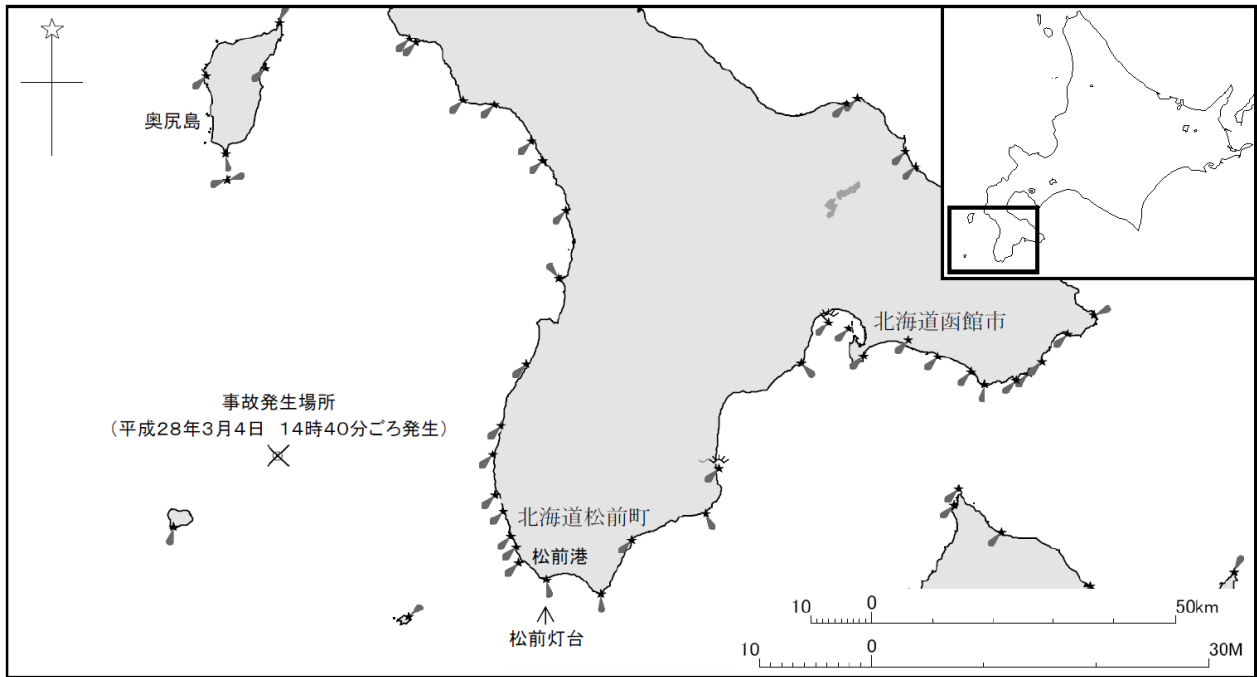


写真1 事故発生時の状況

